

さ情審査答申第92号
平成25年1月16日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年11月10日付けで貴職から受けた、「第33回自治基本条例検討委員会の開催前に非公開で行われた打合せ会の議論の内容が分かるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年9月2日付け政政企第1648号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の変更を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

不存在は違法または不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 会議開催前の打合せについて

本市では、市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例の検討等を行うため、平成22年

度にさいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置したものである。

平成23年8月17日の第33回委員会の会議開催前に行われた非公開の打合せ（以下「本件打合せ」という。）は、自治基本条例の内容に関するものではないが、委員会の進め方について、委員の意見を聞く必要のある事案が急遽生じたことから、会議を開催する前に事務局と委員で行ったものである。

2 会議の公開について

会議の公開については、条例第23条において附属機関等の会議の公開が定められ、これに基づき、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年9月1日施行）で手続き等の詳細を定め、委員会の設置要綱でも会議の公開を規定しているものである。

これら条例等において「会議」の定義は定められていないが、基本的には、委員長が議長となって、構成員である委員間で議題について話し合う場と認識しており、本件打合せについてはこれに該当せず、公開等の義務は生じない。

3 本件処分について

本件打合せでは、委員の率直な発言が可能となるよう配慮し、録音等の記録は行っておらず、また、本件打合せに伴う資料作成及び配布も行っていないことから、本件開示請求について、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

なお、本件打合せを行うことは、実施機関において急遽決定されたことであったため、さいたま市ホームページ上の「会議開催のお知らせ」において、当該開催時間の修正を行っていなかった。ただし、傍聴者である異議申立人には、当日に機会があったため、事前に会議の開催時間が遅れる旨を伝えており、了承を得たと認識していたところである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、平成23年8月17日に行われた第33回委員会の開催前に行われた非公開の打合せの内容が分かるものであり、異議申立人が例示したものは、①会議資料、②会議記録、③録音テープ、④コンサルの速記録、⑤担当主査らの職員のメモ、⑥委員長・副委員長のメモである。実施機関はこれらの行政情報は作成せず、取得もしていないとして不開示決定を行ったところ、異議申立人は、本件処分の変更を求めて、本件異議申立てを行ったものである。

2 会議の公開について

会議の公開については、条例第23条に規定があり、地方自治法上の附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等の会議を公開するものとする規定している。

その趣旨は、市民に対してこれらの会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに市民参加を促進させることである。

したがって、名称の如何にかかわらず、条例に規定する目的、趣旨に合致するものは、公開すべき会議であると解するのが相当である。

本件打合せが条例に規定する会議に当たるかどうかについては、実施機関の説明によれば、委員会の進め方について、率直に委員の意見を聞く必要のある事案で、自治基本条例の内容そのものに関するものではないこと、及び条例に規定する会議は基本的には委員長が議長となり、構成員である委員間で議題について話し合うものと解されることから、会議ではないとしている。

しかしながら、条例第23条の趣旨に鑑み、また、委員会の進め方についての意見聴取は、単なる形式的手続きではなく、委員会の正規の議題の内容に深くかかわることを考慮すると、会議ではないとの主張には疑問が残る。ただし、異議申立人は、本件打合せの非公開を問題としているのではなく、本件打合せの内容に関する情報を求めているので、疑問を呈するに留めたい。

3 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、本件打合せでは、委員の率直な発言が可能となるよう配慮し、録音等の記録は取っていないし、資料の作成、配布も行っていないという。また、本件対象行政情報の不存在を否定するに足る根拠も確認できなかった。

したがって、本件対象行政情報は、不存在と認め、本件処分は妥当であると判断するものである。

4 以上のとおりであるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年11月10日	諮問の受理
②	同 年 11月28日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月14日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 12月15日	審議
⑤	平成24年11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 12月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)